

様式第1号(第6条関係)

課長	主査	係

美咲町立公民館使用申請書

美咲町教育委員会 様

申請日 令和 年 月 日

申請者	住所(又は使用団体名)			
	代表者氏名			
	電話			
使用年月日	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()			
準備時間	~			
使用時間	~			
用室名	本館 (中央公民館)	第1多目的スペース 第1研修室 学習コーナー	第2多目的スペース 第2研修室 工作室	視聴覚学習室 調理室
	旭支館 (あさひなた)	大会議室 2階会議室	1階会議室 青年婦人教養室	生活改善実習室 農林経営研修室
	柵原支館 (柵原総合文化センター)	第1会議室 調理室	第2会議室 第3会議室	多目的ホール 第4会議室
使用目的				
使用人数	約 人			
車両台数	台			
使用料	要・不要 (免除理由)		円	
冷暖房料	要・不要 (免除理由)		円	
変更事項				
備考				

美咲町公民館の使用のきまり

使用予約について

- 中学生以下の者が会議室など申請、許可を得て施設を使用する場合は、「保護者又は監督者（18歳以上の方）」が同伴してください
- 電話で予約された方も使用される日の3日前までに必ず使用許可申請書を公民館窓口まで提出してください。3日前までに申請がない場合は予約を取り消す場合があります
- 公民館活動の観点から、原則として2人以上での使用をお願いします
- 申請をキャンセルする場合は必ず公民館へ連絡をしてください
- 【中央公民館のみ】公民館学習スペース（生涯学習センター2階）の予約は、公民館会議室が全室使用不可（予約済み等）の場合のみに限ります

使用時間について

- 公民館の使用時間は午前8時30分から午後10時までで、準備・片付けの時間も含まれます。許可された使用時間を超過して使用することはできませんのでご注意ください
- 【中央公民館のみ】公民館学習スペース（生涯学習センター2階）の使用時間は8時30分から17時までです

使用上のご注意

- 活動で出たごみはお持ち帰り下さい
- 貴重品などの管理及び駐車場内での事故、盗難などの責任は公民館では負いかねます
- 施設並びに備品等の汚損、破損又は紛失については速やかに報告をしてください。この場合、故意の有無にかかわらず使用団体により弁償又は現状復帰をお願いします
- 忘れ物について、現金・貴重品は警察に届けます。その他の拾得物は一時的に保管しますが、3カ月を期限とし処分させていただきます
- 退室の際は使用報告書に必要事項を記入し、公民館窓口へ提出してください
- 会場の使用後はチェックシートを確認し必ず清掃、備品などは元の場所に戻すなど責任を持った使用をお願いします
- 午前8時30分から午後6時（公民館開館から図書館閉館）まで、会議室以外での音の出る使用（楽器、音響、モニター等）は禁止します。又、会議室内で音が出る場合、必ず扉を閉めて使用してください
- 公民館での飲食は可能ですが、飲酒を伴う飲食については、申請書提出後、協議を済ませて許可を受けている場合に、次の条件を付して使用可能とします
 - ①飲酒を主目的とした使用でないこと
 - ②使用中必ず扉を閉めること
 - ③指定された部屋（中央公民館多目的スペース、旭公民館多目的ホール、旭公民館中会議室、柵原公民館多目的ホール、柵原公民館会議室）であること
 - ④主に地域住民を構成員とし、活動拠点を町内で行う団体に限ること
 - ⑤使用申請時に飲酒を伴うことを申し出ること

公民館使用の制限

- 公民館の使用について下記事項は禁止します
 - ①許可なく施設内外への看板の設置や掲示物を貼ること
 - ②許可なく付属設備並びに備品を公民館外に持ち出すこと
 - ③調理室以外での飲食の調理並びにその他火気を使用すること
 - ④特定の政党、党派並びに特定の宗教・教派を支持、宣伝する行為、チラシの掲示や配付等すること
 - ⑤企業や団体又は個人等が、商品やサービス等説明会、無料体験会など直接または間接的な営利活動に関すること
 - ⑥企業や団体又は個人等が、物品販売や販売物品の展示、広告等営利目的として使用すること
 - ⑦許可なくチラシの設置やポスターの掲示をすること
 - ⑧施設内で喫煙すること
 - ⑨その他の利用者や建物等危害を及ぼす等の迷惑行為を行うこと

その他

- USB 等外部媒体からの取り込み並びに、メール転送からのプリントアウトは公民館ではお受けできません。原稿を持参した場合のコピー、印刷は有料で利用できます
- 公民館を選挙、災害時等に使用する場合には、予約を取り消す場合がありますので、予めご了承ください
- その他公民館職員の指示に従ってください。指示を守れない場合は使用をお断りさせていただく場合があります
- このきまりは令和8年4月1日より適用し、必要に応じて改正します